

福祉サービス第三者評価  
評価結果報告書  
令和5年度

株式会社センター  
こどもの国ほしぞら保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

# 目次

## サービス第三者評価結果報告書

### ◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

### ◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

#### 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- II-1 管理者の責任とリーダーシップ
- II-2 福祉人材の確保・育成
- II-3 運営の透明性の確保
- II-4 地域との交流、地域貢献

#### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- III-1 利用者本位の福祉サービス
- III-2 福祉サービスの質の確保

### ◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

#### A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

#### A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

#### A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

## 福祉サービス第三者評価結果 の概要

### ①第三者評価機関名

株式会社フィールズ
-----------

### ②施設・事業所情報

名称:	こどもの国ほしぞら保育園
種別:	地域型保育事業
事業所代表者氏名:	大倉 和美
定員(利用人数):	定員:12名(利用人数:13名)
所在地:	〒227-0038 横浜市青葉区奈良5-16-10 芙蓉館102
TEL/FAX:	045-482-7118
ホームページ:	<a href="https://centerjp.com/kodomo/about/">https://centerjp.com/kodomo/about/</a>
開設年月日:	2020年4月1日
経営法人・設置主体:	株式会社センター

職員数	常勤/非常勤	常勤:4名	非常勤:11名
	専門職員(名称)	園長:1名、保育士:10名、調理員:3名 スポット支援員:1名	

施設状況

保育室:1	トイレ:2個(幼児用)
調理室:1	事務室:1
園庭:無	

### ③理念・基本方針

#### 【保育理念】

- ・お子様の安全を第一とします。
- ・お子様と保護者の皆さまの笑顔を大切にします。
- ・職員も子どもたちと共に充実した日々を過ごせるように目指していきます。

#### 【保育方針】

- ・子どもたち一人ひとりの気持ちに寄り添い、安心して過ごせる環境を作り、その子にとっての最善の利益を追求し、関わり方を考えた保育を実践していく。

#### 【保育目標】

- ・自分を大切にする心を育て、周りの人に優しくできる気持ちを育てる。元気に身体を動かして心身ともに成長していく。

④施設・事業所の特徴的な取組

**【立地および施設の概要】**

「こどもの国ほしぞら保育園」は、東急こどもの国線「こどもの国駅」下車、徒歩7分、自然豊かな奈良5丁目駒狩公園に隣接した建物の1階に立地している保育園です。敷地面積は822.80㎡、4階建て鉄筋コンクリート造り926.11㎡、定員12名（現在は13名）の小規模保育事業A型の保育園です。2020年開設でクラスは0歳児～2歳児までとなっています。1フロアの保育室ですが、活動によって部屋を広く使ったり、パーテーションやオーディオンカーテンで仕切りクラスごとに活動を行うことができます。給食と15時のおやつは、調理室で自園調理を行っています。保育園の玄関はオートロックとなっていて、室内に防犯カメラ3台の設置もされており、24時間録画可能な状態となっています。

**【施設事業所の特徴的な取り組み】**

- ・こどもの国ほしぞら保育園では、保育所保育指針に基づき、こどもの最善の利益を第一に考えています。・近隣には、たくさんの自然豊かな公園があり、遊歩道や連携園である幼稚園もあります。隣接した奈良5丁目駒狩公園には、ローラー滑り台やお砂場やグランドなどがあり、乳児期の子どもたちも体を思いきり動かし遊ぶことができます。お天気の良い日には、お散歩に積極的に出かけています。
- ・保育目標にあるように、子どもたちが「心身共に成長していく」ことができるよう、保育士が子どもたち一人ひとりの状況に合わせた保育を心掛け、保育のプロとして子どもたちの力を導き、引き出せるような関わり方を目指し、考え、話し合っています。
- ・職員配置を手厚くし、乳児期に必要な大人との愛着や信頼関係を形成し、落ち着いて安心して過ごせるような環境づくりに力を入れています。
- ・離乳食やトイレトレーニングは、月齢で進めていくのではなく、成長や家庭の状況に合わせて、また、保護者の方との連携を大切にしながら進めています。
- ・日々の生活では、年間を通して薄着で過ごす事、散歩で歩く事を心掛け、健康の促進につなげています。
- ・災害時の備えとして月1回の避難訓練では、火災や地震を想定した訓練の他、職員による消火訓練や、不審者侵入を想定した訓練も行っています。食料等の備蓄品の準備もしています。自治会への活動にも積極的に参加し、地域の防災に貢献しつつ、いざという時に気にかけてもらえる関係性を構築しています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日：令和5年6月13日

訪問調査日：令和5年10月23日

評価結果確定日：令和6年1月15日

受審回数(前回の時期)

- 回(前回: 年度)

## ⑥総評

◇特長や今後期待される点1)月齢、個々の発達に沿った丁寧な保育を実施しています

利用人数が13名という、0～2歳児乳児保育に特化した小規模の運営をしています。月齢差で発達の違いが多く見られる年齢ですが、何歳だからという基準ではなく、一人ひとりの発育や家庭環境に沿った保育を実施しています。愛着関係を育み、子ども自身が、自分は大切にされている、愛されていると感じられる関わりを大切にしています。乳児期の成長に重要な、安心感、他者への信頼関係を育めるよう保育にあたっています。成長が著しい時期なので、遊び、食、生活への安心、安全、子どもの最善の利益を第一に、職員は子どもの育ちに沿った保育を展開しています。

2)子どもと保護者に対して食育を行っています

食育のカリキュラムの日には、絵本を読む、クイズ、調理員が子どもにメニューや食材の栄養などについて話をする、工作などを毎月実施し食を営む力を育成しています。また、保護者への食育の取組として、法人から管理栄養士を招き、年2回保護者を対象とした食育勉強会（子どもの食事どうしてる？不安&お悩み解消講座など）を行っています。内容は、保護者のアンケートをもとに家庭での様子や生活について一緒に振り返る、園の食事や簡単に作れるレシピの紹介などを行っています。

3)保育の質を高められるように取り組んでいます

園内には、危機管理チーム、視聴覚教材チーム、子どものケースワークチームなど職員主体のチームがあります。そして安全や子どもの遊び、成長に関する事例について、どのように職員が対応して行くか園全体で共有できるように努めています。さらに、職員自身が興味を持ったこと、やってみたい事を、発案した職員が中心となって、園内研修を実施しています。職員自身が楽しんで、学びを広げて行くことで、園の保育の向上に繋がっています。

4)保育内容に関する内容をマニュアルとして整理することが期待されます

園には、子どもの安全、安心につながる危機管理、感染症などについてのマニュアルが整備されています。保育については、全体的な計画を基に実施し、OJTは充分に行われていますが、保育に関係する事項は手順書の形式になっています。これらを整理し、小規模園ならではの法人と園の定める保育や、園の定める期待する職員像、理念、方針を盛り込んだ「保育マニュアル」を作成することが期待されます。

**⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント**

開園して4年目を迎え、初めて第三者評価を受審させていただきました。第三者評価の自己評価をおこなってみると、自分たちのおこなっている保育について再確認できる項目も多く、全職員で取り組みを進めたことで共通認識を図れたことが沢山ありました。項目自体が難しく、どう判断したら良いか迷う項目もありましたが、皆で協議しながら進めることができました。自己評価作成を通して、まだまだ十分ではないことや、取り組むこと自体ができていないこともあることに気づき、より良い保育を提供する為に必要なことやできる事がまだあることを感じました。第三者評価を受審できたことが今後のより良い保育を目指していく上で、大きな第一歩となることを確信しております。

**⑧第三者評価結果**

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

## 第三者評価結果（共通評価基準）

- \*全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- \*評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

##### I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	<b>a</b>
---	-----------------------------------	----------

#### 【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

#### <コメント>

理念、方針は、保育所保育指針を前提に安心、安全な保育を掲げ、保育方針は、ホームページに記載しています。園の玄関や事務室に理念、方針、目標を掲示するなど、職員だけでなく保護者の目にもとりやすい場所に掲示しています。職員は、新入職員として採用された際に研修を受けるほか、園内研修で理解を深めています。理念、方針は園の事業計画や指導計画を策定する際に確認するとともに、日々の保育でもその実践に努めています。保護者には入園時に、「入園のしおり」で理念、保育方針、保育目標を説明するほか、個人面談や4月の園だよりなどでも、方針や目標に基づく保育内容の説明を行っています。

### I-2 経営状況の把握

#### I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	<b>a</b>
---	---	----------

#### 【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

園長は法人と共に、社会福祉事業全体の動向について情報収集しています。園長は、地域の各種福祉計画の策定に関する情報は青葉区の園長会、行政などから情報収集し、自園の利用者の推移などの分析をし、行政と情報を共有しています。地域の情報については、園の見学者や保護者との会話、地域の自治会など多方面から情報を収集し、課題の把握に努めています。園長は毎月の諸経費の管理に努め、園内でも職員自身ができる節約に力を入れています。

第三者評価結果

3	I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
---	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
  - ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
  - イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
  - ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
  - エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

法人が毎月来園し、利用状況など園の運営状況について分析をしています。職員体制、人材育成、財務状況など園の運営状況や現状分析に基づき、課題を抽出しています。そこで抽出された課題については、園長と法人で情報を共有して、改善に向けた協議を行っています。職員には、法人代表が個別に運営環境を伝え、課題等を職員にも周知しています。園の課題については、法人代表、系列園の園長や外部運営委員に相談し、改善に向けて具体的な取組を進めています。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
---	---------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しては、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

法人と園の中長期ビジョン、「こどもの最善の利益を追求してゆく」を基に、園独自の令和5年から令和7年の中期計画が作成されています。重要課題として職員の保育観の統一、人材の確保安定を掲げ、改善につなげる取組について具体的に記載しています。また、前年度の継続課題6点を掲げ、実施状況に対する反省とともに、具体的な次の取組について明記しています。また、新たな取組を2点取り入れるなど、計画の推移から必要に応じた見直しを行っています。

第三者評価結果

5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

a

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
  - ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
  - イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
  - ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
  - エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

単年度の事業計画は、園の中期計画を踏まえて策定しています。事業計画は今年度の基本方針として園長が「初心」を掲げ、「保育内容の充実・質の向上」「地域子育て支援事業」「保護者への支援」「職員の育成」「SDG'Sへの取組」を柱としています。そして、それぞれの項目に対して、具体的な取組を取り入れるとともに、年間行事、環境整備、職員育成の項目もあり、日々の評価反省を通じて実施状況の評価が行えるようになっていきます。園では、法人、園のビジョンの達成に今後も力を注いでいきたいと考えています。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>  
 事業計画は、職員会議、園長面談、そして職員が参画している園の自己評価などから、意見等を吸い上げて策定しており、内容は法人、園長、職員で共有しています。事業計画の策定手順は行われる行事や、内容に沿って取組開始の時期を決めたり、内容によっては、評価反省の結果、課題について適宜法人、職員で検討して次年度に取り入れています。園では、会議等で計画の内容を伝えていますが、常勤、非常勤でシフトを組んでいるので、今後も周知徹底の取組の継続が大切だと考えています。

第三者評価結果

7	<b>I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。</b>	<b>b</b>
---	--	----------

**【判断基準】**

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。
  - ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
  - イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
  - ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
  - エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>  
 保護者に向けて、園の運営に関するアンケートを行い、事業計画の内容、改善については2月に行われる運営委員会で文章にして掲示しています。また、保護者会やクラス懇談会、個人面談で説明しています。また、毎月、園だより、クラスだより、給食だより、ほけんだよりを配付し、事業内容を説明しています。園長は入園前の個人面談で保育理念・保育方針・保育内容など、重要事項説明書を基に説明していますが、保護者への周知に課題があります。年度初めに行事予定表を配布しています。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8	<b>I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</b>	<b>a</b>
---	--	----------

**【判断基準】**

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
- イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
- ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>  
 日々の保育、昼時間のミーティング、月次の振り返りと次月の指導計画について職員会議で共有しています。園長が確認、承認を得た各指導計画は全職員で共有し、保育に生かしています。また、これらの情報は連絡ノートや議事録に記載し、回覧をして周知に努めています。職員は年度末に保育者のための自己評価チェックリストによる振り返りを実施しています。自己評価結果は集計し、年度末の職員会議で分析と園全体の課題抽出を実施して、次年度の事業計画に反映しています。

第三者評価結果

9

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
---	---

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
  - ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
  - イ 職員間で課題の共有化が図られている。
  - ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
  - エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
  - オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>  
 園は、年度末に実施する職員の自己評価、保護者アンケート等の結果から課題を明確にしています。保護者アンケートの結果は、運営委員会時に掲示するほか、職員会議などで全体に周知しています。職員の自己評価や職員会議で明確になった課題は園長面談などで職員と話し合うほか、職員会議で確認しています。また、行事をはじめ園運営の進捗状況に応じては、職員と改善策を検討し、見直しを行っています。園では、日々の保育の課題について記載する連絡ノートに課題を記載するだけでなく、内容によっては期限を設けるなどして、今後も課題に対する取組への意識をより高められるようにしたいと考えています。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10	<b>Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</b>	<b>a</b>
----	---	----------

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
  - ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
  - イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
  - ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
  - エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長が、法人のビジョンに沿って園独自の「保育理念」「保育方針」「保育目標」を作成し、園内に掲示して園運営、保育への取組の意識等を明確にしています。年度初めの会議では、事業計画の内容を周知するにあたって、どのように保育に取り組んで欲しいか方向性を会議で伝え、同じ気持ちで保育に取り組めるように促しています。就業規則には、所属長(代表取締役を含)として指揮監督の権限を有するとあり、運営委員規定にも責任者としての項目があります。また有事の役割分担、(代行)を明確にして職員に周知しています。事務全般は園長が請け負い、利害関係者との適切な関係を保持しています。

第三者評価結果

11	<b>Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</b>	<b>a</b>
----	---	----------

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
  - ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
  - イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
  - ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
  - エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は遵守すべき法令を理解し、就労規則に記載される賞罰などに基づいて利害関係者との適切な関係を保持しています。また、法人の系列園園長が集まる会議などで園運営に関する情報や法令等の変更点などが共有されています。法人の定める各種規定は職員に配布され、必要に応じて誰もが確認できる環境を整えています。園長は法令について区の管理職研修等に参加し、職員には職員会議などで他園の事例を基にするなどして周知に努め、出納関係についても園長、職員とチェックを行っています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
  - ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
  - イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
  - ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
  - エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
  - オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

全職員が保育の現状と課題を把握、確認できるよう、日々のミーティングには園長も出席し、園全体で保育の質について見直し、確認を行っています。園長は毎日保育現場を周って保育の現状を把握し、職員がチームで課題の改善に取り組めるよう、助言をしたりその実践に加わっています。職員に外部研修参加を促すだけでなく、職員自身も園内研修を自主的に行うなど、日々の振り返りを保育に生かし、小規模園の職員連携のしやすさを活用して園全体で保育の質の向上に努めています。

第三者評価結果

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
  - ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
  - イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
  - ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
  - エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は法人と連携し、人事、労務、財務等の状況を把握してより円滑な園運営に努めています。園の出納管理を職員とともにやり、定期的に法人と情報交換をしています。園長は日々現場を周るほか、定期的に全職員との面談を実施して、職員一人ひとりに心を配っています。今年度は子育て支援員の保育士資格取得のための支援を行うなどして、人材育成にも力をいれています。園長は、人材募集、計画的な人材育成に努め、職員が働きやすい環境の充実を図っています。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14	<b>Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。</b>	<b>a</b>
----	--	----------

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

法人の採用情報ページでは、方針、社員の声、働きやすさなど、法人が運営する小規模園ならではの特徴を紹介しています。また、保育士を目指す学生向けに「1日インターンシップ」の募集をし、動画での園見学などを取り入れ、法人の求める人材を解りやすく伝える工夫をしています。そして、法人の目指す方向や園の理念に共感できる人材の確保に努めています。採用計画は法人と園で共有し、園からは随時必要な人材についての要望を伝えています。また、園内の人材育成については、園長面談を通じて、園で必要とするスキル、個々のスキルに見合った研修への参加、自治体のキャリアアップ研修計画をもとに個別に勧めています。

第三者評価結果

15	<b>Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</b>	<b>a</b>
----	-----------------------------------	----------

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。

<コメント>  
 法人の採用ページには、法人の基本方針に基づき「仕事と、プライベートを両立させて充実した生活を送りながら、保育士として成長したい方を求めています」と、期待する職員像を明確にしています。さらに、園独自の期待する5つの職員像も職員に周知しています。人事基準は給与規定、人事考課規定に定め、処遇改善なども考慮した就労規則が定められ、職員に周知しています。年2回の園長との面談時に、職員自身の課題や目標についてどのくらい達成できたかの成果確認をし、職員の意向や園の要望を伝えています。昇給は、法人の定める給与規定、法人、園長との面談とを通じて職員が適切な処遇が受けられるよう配慮しています。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16	<b>II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</b>	<b>a</b>
----	--	----------

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
  - b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
  - c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
  - イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
  - ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
  - エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
  - オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
  - カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
  - キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
  - ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>  
 園長が責任者となり、職員の就業状況、時間外労働データ、有給休暇の取得状況を確認し、必要に応じて面談を行い、助言や指導をするなど適切な労務管理をしています。職員の勤務体制は週2回、土曜日のみなど契約時に本人の意向を把握し、シフトを組んでいます。日常的に職員とコミュニケーションを図るとともに、定期的に園長面談を行い、就業についての意向の把握に努めて働きやすい職場づくりを目指しています。また、就労規則にはハラスメント防止に関する規定を設けたり、職員の借り上げ住宅補助、健康管理のサポートなど職員の生活環境や心身の健康管理に気を配り、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を推進しています。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
----	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
  - ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
  - イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
  - ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
  - エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
  - オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>  
園独自の期待する職員像・職員に期待する事を明記し、法人の定める職員像に近づけるように取り組んでいます。年度当初、職員ごとに今まで参加した外部研修について確認を行い、それを踏まえて今後受講したい外部研修を職員と一緒に決め、年度後半に業務の遂行状況と目標に対する取組について振り返りを行っています。そして、個々の職員の育成計画とともに、キャリアアップ等の外部研修受講を推奨しています。受講後は、園内研修を実施して全職員に受講内容を発表し、内容を共有できるように努めています。10月と3月に個別面談を実施し、設定した目標についての進捗状況の確認等を行っています。

第三者評価結果

18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
  - ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
  - イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要なとされる専門技術や専門資格を明示している。
  - ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
  - エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
  - オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>  
 保育士の資質や能力、保育の基本的な行動や態度を示した「期待する職員像」はホームページの人材採用ページに載っています。それに沿った園の期待する職員像を明示して、職員に周知しています。法人は入職する職員の研修を実施するほか、園長は年度初めに全職員に今年度の方向性を伝えるなどして理解を深めています。非常勤職員を含めた、全職員の個人別に保育歴、資格、またこれまでの研修受講を基に、個別に本人の要望、園からの意向を取り入れ、園全体でキャリアアップを目指しています。

第三者評価結果

19

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
  - b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
  - c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
  - イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
  - ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
  - エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
  - オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>  
 園長は、職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況を把握しており、全職員が必要な研修を受講できるように調整をしています。また、日々の保育の中では職員がお互いの保育を確認し合っています。新人職員には、ベテラン職員がペアを組み、OJTで職員の資質向上が図れる体制づくりに努めています。園は職員の経験年数や職能に応じて行政や外部の研修を勧めています。また、研修参加者は報告書にまとめるほか、園内研修を行うなど、お互いに学びを共有できるように努めています。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

20

Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- エ 指導者に対する研修を実施している。
- オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

園では、実習生対応マニュアルを整備しており、受け入れる準備はありますが、0~2歳児の小規模園ということで教育実習の申し込みがありません。法人のホームページには、保育士を目指す学生のインターンシップなど受け入れを明示しています。園では、保育の仕事に興味を持っている、スポット支援員制度を取り入れる等、次世代の育成に努めています。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21	<b>II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。</b>	<b>b</b>
----	---	----------

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
  - ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
  - イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
  - ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
  - エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
  - オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

法人ホームページで3つの基本方針と年齢別保育の考え方、食育の育成方針等、目指す人材、運営実績として系列園情報を掲載しています。予算・決算情報の公表はありません。また、各園のホームページを設け、園の特徴や保育目標、1日の保育の流れをイラストで説明するとともに、写真を添付して園内の様子を伝えています。地域子育て支援としての「お散歩広場」に参加した人や、園見学にきた地域の方にパンフレットを配布しています。苦情・相談の体制については重要事項説明書に記載し、入園説明会で説明するとともに園内にも掲示しています。

22

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
---	---

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
  - ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
  - イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
  - ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
  - エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>  
 保育所における事務、経理、取引等は、法人の定める「賃金規則」等、法人の共通規定に沿って処理しています。園の財務は年1回の横浜市の監査や、法人の外部税理士による内部監査を受け、適正に実施されています。市の監査や内部監査、税理士などの報告をもとに、外部の専門家の指導や助言を受けるなど、園の組織運営や経営の改善に努めています。運営規定に園長の権限、責任を記載し、職員に周知しています。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23

II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
---------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
  - ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
  - イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
  - ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
  - エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
  - オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>  
 重要事項説明書に、地域の子育て支援について記載し、利用者、保護者に伝えています。また、地域のイベント等も対象年齢の家庭にお知らせを配布しています。園長は自治会の役員をするなどして、地域のニーズの把握に努め、福祉施設として地域に根差した園運営を展開しています。子育て事業の「お散歩広場」には園長や職員が参加し、紙芝居、ペープサートなどを通じて地域の子育て世代との交流を図っています。お散歩広場が隣の公園で行われたときには、トイレや授乳スペースの提供をしています。

24

Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

b

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
  - ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
  - イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
  - ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
  - エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
  - オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

今年度から、小中学生の保育士体験の受け入れを開始しています。また、近隣の小学校から保育士の仕事についてインタビューを受けたり、小学生手作りのおもちゃを使って、園の子どもと小学生と一緒に遊ぶ交流がありました。園では、ボランティア等受け入れマニュアルがまだ整備されていません。今後の受け入れを考慮し、職業体験の受け入れ手順等もまとめたマニュアルの作成が期待されます。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25

Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
  - ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
  - イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
  - ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
  - エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
  - オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
  - カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>  
 支援が必要な子どもへの対応については、地域療育センターあおばやその子どもの通う施設と連携し、専門機関や保護者と子どもの様子を共有し、助言などを保育に生かしています。虐待等、子どもの権利侵害の疑われる場合は、必要に応じて青葉区こども家庭支援課と法人、また、必要に応じて児童相談所と連携を図り、適切に対応を行う体制があります。支援が必要な子どもや虐待等についての事案は、子どもの様子や関係機関との連携について職員に共有しています。また、関係機関連絡方法を一覧にして事務室に掲示しています。奈良地区子育てネットワーク連絡会に出席し、関係機関との情報共有をしています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26	<b>II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</b>	<b>a</b>
----	---	----------

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
  - b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
  - c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
  - イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
  - ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>  
 園長は青葉区の園長会に参加したり、横浜市からの配信情報などから地域の状況を把握するようにしています。また、地域向けの子育て支援事業を計画し、子育て相談や地域ケアプラザでの子育て家庭との交流会などを、ホームページや園外に掲示して地域の人に参加を呼びかけています。奈良地区子育てネットワーク連絡会に参加し、園見学や育児講座などの地域支援の際には、保育の専門性を生かし、育児についてなど相談に応じています。自治会とも情報共有し、子ども110番など地域に根差した施設運営に努めています。

第三者評価結果

27	<b>II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</b>	<b>a</b>
----	---	----------

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
  - b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
  - c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
  - イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
  - ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
  - エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
  - オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>  
園では地域の福祉ニーズを把握して事業を行っていますが、計画に明示していません。育児相談を開催するほか、園内掲示板に園の行事予定や地域の子ども参加型の情報を発信しています。また、協議会主催の「ならでチャチャ」に参加して、地域の声、ニーズの把握に努め、同時開催の近隣公園での「みんなであそぼう」に参加し、保護者や子どもとも交流を図っています。在園児だけではなく、卒園時の保護者や子供会の会長とのつながりもあり、地域の育児相談や、園児との交流の機会を設けています。園長は、災害時は園の持てる機能を地域に提供する事を念頭に、地域の災害庫の管理役も担当しています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

<b>Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</b>	a
---	---

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
  - ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
  - イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
  - ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
  - エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
  - オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
  - カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
  - キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
  - ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>  
保育理念、保育方針、保育目標は、子どもを尊重した保育の基本姿勢を示し、全体的な計画に「人権に配慮する。子どもの人格を尊重し保育を行う。」を明記しています。また保育方針には、「子どもの最善の利益」の追求を行うとともに、一人ひとりの気持ちに寄り添った愛情豊かな保育について掲げています。職員が今年度、人権についての外部研修に参加し、その内容を園内研修として勉強会を行い、共通理解を深めています。また、自己評価でも人権について振り返りをしています。男だから、女だからという言葉を使わず、子ども自身が選択できるように職員は配慮したり、異年齢保育を実施していることから子ども自身も、お友だちが出来ないことを自然に手伝うなどの気持ちが芽生えています。

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
  - ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
  - イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
  - ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
  - エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

法人による「個人情報保護規程」が定められています。また、こどものプライバシー保護については、帽子への記名は見えない部分に書くよう、入園説明会で保護者に伝えています。道路に面した場所で行う水遊びの際には、水遊び用の洋服を着用したままで行い、おむつ替えは他児からの視線に配慮した環境で行っています。手洗いの時にも、「手を洗っておやつにしましょう」と、子どもに何をするのかを伝え、抱っこをするときも声かけをして子どもに接しています。プライバシー保護に関する園の取組については、入園説明会などで保護者に説明しています。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。
  - ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
  - イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
  - ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
  - エ 見学等の希望に対応している。
  - オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>  
園のホームページには保育園の特徴や園の方針等が、園のパンフレットには、保育理念、保育方針、保育目標、園での1日の活動が写真を用いて分かりやすく記載されています。また、年間行事も記載し、利用希望者に向けて園の情報を提供しています。見学希望は随時受け入れをして、パンフレットや、フォトレーターを用いて説明をし、保育実施の様子を見てもらい、利用希望者の質問、疑問に丁寧に応えています。園のパンフレットを地域のケアプラザに配置して広く情報を提供し、ホームページは定期的に更新しています。

第三者評価結果

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。 a

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
  - ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
  - イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
  - ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
  - エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
  - オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>  
入園予定の保護者に対して入園説明会を開催し、重要事項説明書に沿って保育園の生活や運営についての説明や、運営規程の説明を行っています。その後、園長と担任で個別の面談を実施し、提出書類の内容を確認しています。その時に、気になったことなどは面談記録に追記しています。子どもの入園にあたり、保護者の不安、心配事の軽減に努め、安心して子どもを預けられるように配慮しています。特に配慮が必要な保護者に対しては、個別に説明を行ったり、ふりがなをふり、分かりやすく丁寧に伝える工夫をしています。

第三者評価結果

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。 b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
  - ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
  - イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
  - ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>  
出来る限り子どもの様子を引き継げるよう、クラス担任が保育所児童保育要録を作成し、進級先の幼稚園や保育園に提出しています。卒園時に、子どもが卒園してからも、子どもの支援を継続することを保護者に伝えていきます。相談窓口は園長が窓口になり、保護者の相談に乗ったり、子どもと一緒に遊ぶなど、地域の福祉施設として卒園児、保護者の見守りを継続しています。そして、子どもの保育が継続されるよう必要に応じて、行政とも連携を取っています。重要事項説明書には卒園後の受け入れ連携施設として、幼稚園、認定こども園が明記されています。今後、卒園後も卒園児、保護者に対応する事を記載した文章を明示することが期待されます。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

第三者評価結果

33	<b>Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</b>	<b>a</b>
----	--	----------

【判断基準】

- a) 利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足把握するための仕組みが整備されていない。
  - ア 日々の保育のなかで、子どもの満足把握するように努めている。
  - イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
  - ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足把握する目的で定期的に行われている。
  - エ 職員等が、利用者満足把握する目的で、保護者会等に出席している。
  - オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
  - カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>  
子どもの満足度を測るうえでも日々の子どもの成長に伴う、興味の先や表情を見逃さないことを大切にしています。子どもが遊びを自主的に選択できる環境や職員との関わりから子どもが満足しているかを把握し、遊びに飽きないように、遊び内容や環境を変化させる工夫をしています。また、個人面談やクラス懇談会、日々の会話から保護者の意向と満足度を確認しています。そのほか書面での運営委員会でアンケートを実施しています。把握した子どもと保護者の意向は、毎日の打ち合わせで共有し、課題がある場合は必要に応じて検討し、職員間で改善につなげています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34	<b>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</b>	<b>b</b>
----	---	----------

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

- ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
- ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
- エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
- オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
- カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
- キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

苦情解決の仕組みを「重要事項説明書」に記載し、保護者に説明しています。苦情解決の仕組みは玄関に掲示し、保護者が苦情・要望を出しやすいように、意見箱を設置しています。苦情解決受付担当者1名、相談・苦情解決責任者を園長、第三者委員を2名を定めていますが、保護者への周知に課題があります。保護者からの苦情や意見などは苦情・相談処理簿に記録するとともに職員会議などで検討し、決定した内容は職員間で共有しています。苦情や意見などへの対応は、個別に対応するほか、公表が必要であると判断した内容は、保護者の同意を得たうえで園だよりや掲示などで周知しています。

第三者評価結果

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

保育内容に関する相談・苦情の受付先として、園の窓口を重要事項説明書に掲載するほか、玄関にも同じ内容を掲示しています。個人面談を実施して相談や意向を聞くほか、保護者の希望に沿って随時相談を受け付けています。また、日々の保育について口頭での相談や、電話、文書での受付ができる事を周知しています。また、送迎時には園長が玄関付近にいるようにするなど、相談や意見を述べやすい環境になるよう工夫し、努めています。

第三者評価結果

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

a

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>  
園への問い合わせ、相談および要望等の対応方法は苦情解決規程に定めています。保護者が相談や意見を伝えやすいよう園長からも声をかけ、苦情解決規定をにそって職員が同様に応対できるよう努めています。保護者からの意見や問いかけなどは、毎日の打ち合わせで共有するとともに議事録に記録しています。検討に時間がかかる場合はその経緯を説明するなど、解決まで相談者とのコミュニケーションが途切れないう配慮しています。行事後アンケートなどで寄せられた意見は集約して職員間で共有し、改善と質の向上に生かすよう努めています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37

	<b>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</b>	<b>a</b>
--	--	----------

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>  
園長は責任者として園運営全般のリスクマネジメントを行うこととし、危機発生時の指揮権順位や非常時の役割分担を明文化して職員に周知しています。また、園内に危機管理チームを発足し、ヒヤリマップを作製し、起こってしまった場合は事故記録に記録しています。ヒヤリハットは園長が報告の確認を行い、園全体で共有し、反省点や予防策を職員で話し合っています。そのほか安全管理チェック表を用いた定期的な点検で、園内の安全確保に努めています。AEDや心肺蘇生などについても園内研修を実施しています。

38

<b>Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</b>	<b>a</b>
---	----------

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。
  - ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
  - イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
  - ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
  - エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
  - オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
  - カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
  - キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>  
 厚生労働省発行の「保育所における感染症対策ガイドライン」や法人作成の「感染症マニュアル」を備え、それに基づいて管理体制を整備し、園内研修で職員の理解を深めています。0～2歳児の受け入れ対象園なので、遊具は子どもたちが口にすることなどを踏まえ、消毒を徹底しています。年間保健計画を作成し、感染症予防対策に努め、保護者には保健だよりを通じて感染症の情報提供、予防についてお知らせしています。感染症に対応する手順書などは行政からの指示などを含め、常に最新のものに差し替えています。園内での感染症の状況について掲示し、注意喚起を促しています。

39

<b>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</b>	<b>a</b>
---	----------

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
  - ア 災害時の対応体制が決められている。
  - イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
  - ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
  - エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
  - オ 防災計画等整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>  
 様々な災害を想定して、毎月の避難訓練を実施しています。また、園内、園外での保育中の災害に対する手順書を整備しています。園の立地する地域のリスクについてはハザードマップ、自治会からの情報で確認しています。自治会の防災訓練には園長が参加して地域との連携を図り、地域と助け合えるような関係作りを構築しています。保護者にも引き取り訓練を行い、その際には171災害ダイヤルの使い方をカードにして渡しています。備蓄品は園長が管理し、避難訓練の担当者と共に期限、数などの確認をしています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40	<b>Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</b>	<b>b</b>
----	--	----------

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
  - ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
  - イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
  - ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
  - エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
  - オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>  
 標準的な実施方法は、保育の内容に関する全体的な計画に明示し、手引書を参考にして保育を行っています。園内研修を年2回保育者全員参加で開催し、保育の標準的な実施方法、姿勢について周知しています。子どもの尊重やプライバシー保護、権利擁護については、保育の内容に関する全体的な計画に明示しています。標準的な実施方法に基づいて保育が実施されているか、自己評価で項目別チェックリストを用いて確認しています。今後、標準的な実施方法が全体的な計画ではなく、保育のマニュアルや手順書、手引書に適切に文書化されることを期待します。

第三者評価結果

41	<b>Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</b>	<b>a</b>
----	--	----------

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
- ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>  
 全体的な計画に明示された内容、保育の手引き書の検証や見直しは、年度末に職員会議で意見を聞き、園長が見直しています。全体的な計画に基づき策定された指導計画の検証や見直しは、各期ごとに保護者や職員の意見・提案を反映して各クラスで振り返りを行っています。保護者については、連絡帳や送迎時の話、保護者懇談会の意見などを反映しています。見直された内容は、職員会議で共有し、周知が必要な内容については、連絡帳で対応の方法を知らせています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42	<b>Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。</b>	<b>a</b>
----	---	----------

【判断基準】

- a)アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b)アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c)アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。

- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
- イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- ウ ささまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
- オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
- カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>  
 指導計画作成の責任者は、園長が担っています。指導計画や個別指導案(児童票)は全体的な計画に基づいてそれぞれの発達状況や保護者の意向などを含めた計画を作成し、実施内容の振り返りを行いながらその都度見直しを行っています。各クラスでアセスメントを丁寧に行い、最終的に園長、保育リーダーが確認を行うアセスメント体制を整えています。また、支援困難ケースについては、青葉区子ども家庭支援課や地域療育センターあおばからのアドバイスを受けることもあります。

43

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない
  - ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
  - イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
  - ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
  - エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
  - オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

月案は毎月、年間指導計画は4期に分けて計画の評価・見直しを行い、職員会議で協議し共有化を図るとともに、評価した結果を次期指導計画に反映しています。指導計画の評価・見直しにあたっては、年度末の自己評価の項目別チェックリストなどから保育の質の向上に関わる課題が明確にされています。指導計画を緊急に変更した事例はありませんが、今後に備えて仕組みを整備されることを期待します。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。
  - ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
  - イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
  - ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
  - エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
  - オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
  - カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

子どもの発達状況や生活状況などは、書式を定めた児童票に記載されており、職員は誰でも確認することができます。指導計画の内容や書き方、記録要録の作成については、保育リーダーがその都度指導し、園長が最終確認を行っています。毎日の伝達ノートや月1回の職員会議で職員全員が、情報を共有しています。コンピュータネットワークによる情報共有する仕組みはありませんが、記録ファイルを作成し、保育士は事務所で情報を共有しています。

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

## 【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
  - イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
  - ウ 記録管理の責任者が設置されている。
  - エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
  - オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
  - カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

## &lt;コメント&gt;

保護者や子どもの個人情報などの提供、不適切な利用や漏えいに対する対策と対応方法が「個人情報保護規定」や「運営規定」に規定されています。また、記録管理の責任者を園長と定めて、鍵のある棚で管理しています。個人情報の取扱いについて、子どもの利用の少ない土曜日の園内研修で職員に説明しています。保護者には、入園時、重要事項説明書に記載の守秘義務および個人情報の取扱いに関する事項を説明し、同意の署名をもらっています。

(別紙2A)

## 第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
----	---	---

**【判断基準】**

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
  - b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
  - c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
  - イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
  - ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
  - エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
  - オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

**<コメント>**

全体的な計画は、児童福祉法、児童憲章、保育所保育指針などをもとに作成され、保育所の理念、保育方針、子どもの保育目標を踏まえたものとなっています。また、保育所の理念、保育方針、園の保育目標を、玄関や保育室内に掲示して、常に意識して保育を行っています。全体的な計画は、子どもの年齢に応じた発達過程や地域の実態、子育ての喜びが感じられるような子育て支援に考慮して作成されています。全体的な計画は、年度末に基本、職員全員の意見を聞き、見直しています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
----	--	---

**【判断基準】**

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

保育室は南向きで、すりガラスから光が入る明るい室内に、空気清浄機と加湿器を設置しています。適切な温度と湿度を掲示し、その日の天候、子どもの体調や活動内容に合わせて細かく調整しています。また、チェックリストを作成し、園内の安全や室内外や玩具の清掃などを職員が毎日行っています。また、午睡用の簡易ベッドは、週末に消毒を行っています。保育室はワンフロアのため、活動に合わせて机の位置を工夫し、安全に考慮した環境を整備しています。食事と睡眠の場所や子どもがくつろいで過ごせるスペースは、可動式パーテーションや牛乳パックを使ったパーテーションを使用して空間を確保しています。保育室を広く使えるように、押し入れの棚におもちゃを収納しています。トイレには、キャラクターのステッカーを貼るなどして楽しい雰囲気を作り、子どもが進んでトイレを使えるよう工夫しています。入り口には滑り止めをつけた踏み台があります。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

a

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- カ せかさ言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

入園時、保護者に「児童票」の記入を依頼し、面談で家庭での様子や大切にしていることを聞き取り、それぞれの子ども様子の把握に努めています。入園後は、連絡帳や送迎時の保護者の話などから子どもの状況を把握し、職員は職員会議やミーティングで情報を共有しています。子どもの活動に応じて年齢別や合同にする等、発達過程を考慮した保育を行っています。子ども一人ひとりの欲求や気持ちに対応し、興味関心を受容し、活動に取り入れています。日々の子どもの関わりの中で信頼関係を築き、子どもの表情やしぐさから思いを汲み取ることで安心して自分の気持ちを表現できるようにしています。子どもとのかかわり方が明記されている、園長作成の「期待される職員像」を保育者は手引きとし、使命感を持って保育の質の向上に努めています。

A4	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
  - ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
  - イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
  - ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
  - エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
  - オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

基本的な生活習慣を習得するために、家庭と連携をとりながら、子どもの気持ちを尊重し、強制することなく保育を行っています。子どもたちが身の回りのことを自分でできるように着替えの場所にマットを敷いたり、生活習慣の流れが視覚的に理解しやすいように、写真やイラストを使ったお当番表、絵カードなどを取り入れています。また、子どもたちが自分でやろうとする気持ちを引き出し、自信を持てるよう、褒める声かけを心がけています。「トイレ表」を記入し、子ども一人ひとりの排泄のタイミングを把握しています。必要な生活習慣の年間計画をたて、月齢に応じて細かく設定し、着替えや片付け、箸の持ち方など子どもが主体的に取り組めるようにしています。

A5	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。
  - ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
  - イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
  - ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
  - エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
  - オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
  - カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
  - キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。

- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

朝夕の遊びの時間は、ホワイトボードに遊びをマグネットで貼り、子どもが選べるようにするなど工夫し、相談しながら内容を決めています。保育者は、子どもの遊ぶ様子を近くで見守り、子どもが自分で遊びを見つけ展開できるよう配慮し、個々に合わせた支援を行っています。玩具は、押入れの棚の中に整理されており、時間ごとに玩具の交換を子どもと一緒にしています。週1回のサーキット活動(マットや平均台、トンネルなどの組み合わせ)やリズム体操などを通して十分に体を動かしています。天候に合わせて自然にふれあう散歩や近隣の公園での活動、水遊びなどを行っています。また、朝顔やチューリップ、野菜を育てる中で自然とのふれあいの機会を持っています。保育者は、散歩時に信号の渡り方や地域の方々への挨拶などを意識して、子どもたちに見本を示しています。お散歩広場、ハロウィンなど地域イベントへの参加を通して近隣の方との交流を行っています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
  - ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
  - イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
  - ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
  - エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
  - オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
  - カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

0歳児クラスは、入園当初は無理なく過ごせるよう個別対応を行っています。月齢差が大きいため発達段階や家庭状況、その日の様子を考慮して一人ひとりの生活リズムに対応しています。保育室は、パーテーションや間仕切りを利用して、発達に応じて生活しやすいように工夫しています。保育者は、子どもとの関わりを大切に、気持ちに寄り添って要求を受け止め、抱っこやスキンシップを図り、愛着関係、信頼関係を育んでいます。また、子どもの表情や喃語などの表現を観察し、その発達を職員間で共有し、次の活動へのアイデア(サーキット活動など)を出し合い保育に生かしています。食事や睡眠の時間も個々のリズムが確保されています。一人ひとりの成長に合わせて行動範囲が少しずつ広がることを考慮し、動きを予測しながら手が届くところに危険な物を置かないなど環境を整えています。保護者とは、連絡帳や送迎時の聞き取りをもとに連携を密にしています。

A7	<b>A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</b>	<b>a</b>
----	---	----------

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
  - ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
  - イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
  - ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
  - エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
  - オ 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。
  - カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
  - キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

入園時は、保育園に無理なく慣れるように個別対応を行っています。小規模園の特性を生かして活動にゆとりを持ち、より個別的な関わりを重視した保育を実践しています。保育者は一人ひとりの子どもと向き合い、愛着関係を築き、安心して自己表現できるようにしています。異年齢児がワンフロアで一緒に生活することで他クラスの保育者や子どもと慣れ親しみ、年長児が年下の子と遊んだりお世話をするなどしています。子ども同士の関係性は、社会性や協調性を学ぶ大切な機会として、保育者は子どもの気持ちを尊重し、優しく見守りながらさりげなく関わっています。子どものトラブルなどは、「ヒヤリハット」に記録し、全職員で共有しています。子どもたちが自発的に活動できるような遊びを取り入れ、子どもの発想や表現、気持ちの言語化を大切にしています。他の保育園児との交流や消防訓練、公園で会った親子との交流など様々な年齢の子どもや大人との関わりを図っています。

A8	<b>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</b>	<b>c</b>
----	---	----------

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
  - ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
  - イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
  - ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
  - エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

0～2歳児対象の園のため対象者がいません。

A9	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
  - ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
  - イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
  - ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
  - エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
  - オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
  - カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
  - キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
  - ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>  
 マンション内の施設のため、バリアフリー対応となっていない部分もあります。計画は、クラスの指導計画と関連づけながら、子どもの様子に合わせて個別の指導計画と日々の記録を作成し対応しています。他児と一緒に過ごす中で個別の対応を行っています。保護者とは密に連絡を取り合い、園での様子や取組などを伝え、心配事や悩みなどを共有しています。状況に応じて医療機関や地域療育センターあおばの巡回などの助言を受け、十分に見守る支援をしています。職員は、障害のある子どもだけでなく、子どもがわかりやすい表示の仕方や関わり方など研修を通して実践するようにしています。全職員が一人ひとりの情報を共有し、個別性を尊重して自分の気持ちを自由に表現できるような関りに努めています。保護者には、入園時に「重要事項説明書」に障害児保育に関する方針を明示し、園長が説明しています。

A10	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
  - ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
  - イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
  - ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
  - エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
  - オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
  - カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
  - キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>  
 一日の活動を継続して考え、その時に合った絵本や玩具、遊びの提供を心がけています。クラス担任が週案をたてていますが、その日の天気や子どもの様子により臨機応変に変更しています。一日の生活が無理のないように、子どもの様子を見ながら静と動の活動の配分を考え、子どもの疲れに留意してゆったり過ごせるようにしています。家庭のように、甘えたり、わがままも言える場となるような環境を整えています。年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮してパーティションなどでスペースを仕切っています。午前中は牛乳とおせんべいなどの補食を提供し、18時以降の利用には、牛乳を提供しています。保育者は確実に保護者に伝わるように、子どもの様子や体調などの連絡事項は、「伝達ノート」や「登降園表」を使い、全職員が情報を共有し、一貫した対応の実施に努めています。

A11	第三者評価結果 <b>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</b>	<b>c</b>
-----	---	----------

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
  - ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
  - イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
  - ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
  - エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
  - オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>  
 0～2歳児対象の園のため、小学校との連携は実施していません。

A-1-(3) 健康管理

A12	第三者評価結果 <b>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</b>	<b>b</b>
-----	--	----------

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。

- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

毎月ほけんだよりを発行しています。保護者には、入園時に「健康診断、健康管理について」に基づき、園の方針や取組を説明しています。入園前に保護者からの情報で子ども一人ひとりの健康状態を把握し、年間保健計画を作成しています。体調の変化や怪我について、保護者に伝え、翌日の登園時に保護者に確認しています。怪我については、事故報告書を作成し、職員に周知しています。保護者は予防接種などの情報を「健康記録カード」に記載しています。また、関係職員は、職員会議などで情報を共有しています。また、SIDSについても厚生労働省作成の資料を渡しており、職員は午睡時にタイマーを使用し、呼吸や体勢をチェックしSIDS防止に努めています。SIDS・感染症マニュアルなどが作成されていますが、内容が手順書になっています。今後、健康管理全般に関するマニュアルの作成を期待します。

第三者評価結果

A13 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
  - ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
  - イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
  - ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

全園児を対象に年2回内科健診と歯科健診を実施しています。毎月、身体測定を行い、カウプ指数(肥満度を表す数値)を算出し、保護者に成長の様子などを伝えています。また、給食会議や職員会議でも、カウプ指数や急な体重の変化、園医からの情報などについて話し合っています。家庭での生活に生かせるよう、事前に保護者からの質問を受け、健診時に確認し、回答しています。健康診断の結果は「健康記録カード」に記録し保護者に配布しています。また、経過観察が必要な場合には、個別に説明を行っています。保護者には、入園時に重要事項説明書の「健康診断、健康管理について」に基づいて園の方針や取組を説明しています。また、毎月季節に合わせた感染症の情報や園医の情報を掲載した「ほけんだより」を発行し、子どもたちの健康管理につなげています。

A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。	<b>a</b>
-----	---	----------

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
  - ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
  - イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
  - ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
  - エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
  - オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
  - カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>  
 アレルギー疾患のある子どもに対しては、横浜市が策定した「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」や衛生管理などのマニュアル、医師の診断書をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っています。保護者とは、園長や担任が子どもの状況を共有しながら対応しています。食事の提供時は、食器やトレイの色を変え、ネームプレートを付けるなど可視化し、わかりやすくしています。また、アレルギー対応担当保育者は専用の介助エプロンを着用し、机を別に配置したり、提供時は調理室、保育室で二重チェックするなど誤食の無いよう細心の注意を払っています。職員は、アレルギー疾患等について外部研修を受講し、必要な知識や情報を得たり、エピペンの技術などを習得しています。保護者には、入園時に配布する重要事項説明書の「アレルギー対応について」に基づき説明しています。

A-1-(4) 食事

A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	<b>a</b>
-----	---------------------------------	----------

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
  - ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
  - イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
  - ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
  - エ 食器の材質や形などに配慮している。
  - オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
  - カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
  - キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
  - ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

年間食育計画を作成し、毎月季節や子どもたちの発育状況を考慮しながら様々な食育活動を実施し、各クラスは期ごとに評価・反省を記載しています。落ち着いて食事できるようにパーテーションで区切り、成長に応じて椅子の形状や机の高さなどを変えて子どもに合わせた援助を行い、食事前に楽しく手遊びや歌を歌うなど雰囲気づくりの工夫をしています。毎月の給食会議では、調理員と必要な援助や個々の発達状況を共有しています。食事の量は、同量で提供し、子どもたちの声を聞きながら無理なく楽しめるように声かけをし、食べられたことの達成感や満足感を味わえるようにしています。家庭との連携の取組として、法人から管理栄養士を招き年2回保護者を対象とした食育勉強会を行っています。子どもの食事についての疑問や悩みを共有し、解消する機会となっています。また、保護者にはアプリを使ってメニューを配信しています。

第三者評価結果

A16

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

b

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
  - ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
  - イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
  - ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
  - エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
  - オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
  - カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
  - キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

調理員と保育者は、月に一度給食会議を実施し、子どもの発達状況や食の進み具合などの情報を共有して子どもの発達状況に合わせて食事の内容を変えています。残食記録はありませんが調理員が食器に残った量を確認して、保育者と情報交換し、調理の工夫に役立てています。今後は、残食記録をまとめていくことを期待します。季節感のあるメニュー（ハロウィン、クリスマス、季節の野菜など）を提供し、地方の郷土料理を取り入れています。調理員が毎日のように子どもの食事の様子を見たり、話しながら状況を把握しています。食材の形状や硬さなどを変更するなど次回の提供時に生かしています。食育カリキュラムの日には、調理員が子どもにメニューや食材の栄養などについて話をする機会があり、子どもとの交流を楽しんでいます。保健所のマニュアルをもとに、衛生管理に努めています。また、調理室には給食調理用マニュアルがあります。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。

- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
- イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
- ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
- エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

連絡帳や送迎時の会話だけでなく、行事の様子を写した「フォトレター」「クラス・園たより」で保護者と情報共有し、園での活動の意図を伝えています。入園時には、重要事項説明書を配付し、園の理念や保育方針、計画について園長が説明しています。保護者懇談会や誕生会後の面談、保護者参加行事（夏祭り・クリスマス会・運動会など）などの年間行事を通して保護者の理解を得られる機会を持ち、共に子どもの成長を喜び育んでいます。保護者との情報交換の内容や家庭の状況などを、必要に応じて面談記録などに記録し、職員で共有しています。また、年間を通して保育活動や子どもの姿を写真に収め、データを3期に分けて保護者に渡し、子どもの成長を共有しています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。	a
-----	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- オ 相談内容を適切に記録している。
- カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>  
 連絡帳だけでなく送迎時の会話を大切にして日々コミュニケーションを心がけ、保護者に寄り添った支援を行って信頼関係を築いています。保護者からの相談は、意見箱の設置や個人面談以外にも随時受け付けています。また、保護者の個々の事情に配慮して平日の時間外や土曜日などにも対応しています。ファミリーサポートや病児保育など、保護者のニーズに応じて関係機関を紹介するなど保護者が安心して子育てができる支援に努めています。また、卒園児の保護者や見学に来た人の子育て相談も、園長がゆっくり傾聴する時間を持ち、助言しています。相談内容は、面談記録に適切に記録しています。相談を受けた保育士が適切に対応できるように、園長や保育リーダーが助言しています。また、保育者は「保護者支援」の外部研修に参加し、他の保育士との情報共有に努めています。

第三者評価結果

A19

**A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。** **b**

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- イ 虐待等権利侵害の可能性がある職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>  
 各家庭の養育状況などの把握に努め、日常的に受け入れや着替えの際などには顔や体に傷やあざがないか丁寧に観察を行っています。不審な傷などがあった場合は、職員で共有し対応を協議し、状況に応じては児童相談所への通報も視野に入れていきます。また、青葉区こども家庭支援課やきょうだい児の保育園とも連携を図っています。送迎時の保護者と子どもの関係性に注意してみることで、ネグレクトへの危険性を把握するよう努めています。また、子どもだけでなく保護者の様子にも心を配り、日々の保護者との会話を大切にしています。職員は、児童虐待防止について外部研修を受講して学びを深めています。また、園内研修で他の職員と共有しています。今後は、マニュアルの作成やマニュアルに基づく職員研修の実施を期待します。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
  - ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
  - イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
  - ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
  - エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
  - オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
  - カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

日誌や指導計画、年度計画に「評価・反省」の項目が設けられており、その積み重ねが1年間の自己評価につながっています。年度末に、保育士は園長作成の自己評価表(項目別チェックシート)を行い、園長との面談を通して振り返る機会を設けています。また、職員会議や給食会議だけでなく普段から保育者同士での意見交換の機会を意識して取り入れ、保育の質の向上に努めています。その中で、子どもの発達に応じた援助の仕方を保育者全員が統一出来るように心がけています。保育士の自己評価をまとめ、保育所全体の自己評価として保護者に伝えていきます。



株式会社フィールズ  
〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F  
TEL:0466-29-9430  
Mail:hyouka@fieldsshonan.jp